

## 上川町ふるさと納税返礼品「PayPay商品券」取扱対象店募集要項

### (目的)

第1条 この要項は、ふるさと納税制度を活用し上川町への寄附促進、地域振興、関係人口の創出を図るため、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」(運営：さとふる株式会社)にて提供されるふるさと納税返礼品「PayPay商品券」の取扱対象店の募集を行うことを目的とする。

### (取扱対象店の要件)

第2条 取扱対象店は、原則として次の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 町内に本社(本店)、支社(支店)、事業所、店舗を有するいずれかであること。
- (2) PayPay株式会社との契約が完了しており、PayPayの加盟店であること。
- (3) 全国規模で展開している「小売店」や「飲食店」ではないこと。
- (4) 次のいずれかの事業者であること。
  - ア 上川町の地場産品を取り扱う店舗等
  - イ 自店舗で調理加工をした飲食物を提供する店舗等
  - ウ 自店舗で製造加工した商品を提供する店舗等
  - エ 「理容・美容店」「エステティックサロン」「整体・マッサージ」等のサービスを提供している店舗等
  - オ 同一店舗や施設内において、平成31年総務省告示法第179条第5条に規定する地場産品基準に適合しない商品やサービスを販売・提供している場合は、「PayPay商品券」での支払い可否を明確に区分・表示し、運用できる店舗・施設等であること。
  - カ その他町長が必要と認めた事業所、店舗等

### (申込手続き等)

第3条 申込手続き等は次のとおり定める。

- (1) 申込方法は、取扱対象店を希望する事業者は「上川町さとふるPayPay商品券取扱対象店申込書兼承諾書」を持参、郵送又は電子メールにて上川町役場地域魅力創造課地域魅力創造グループに提出とする。
- (2) 申込期間は、随時申込みの受付とする。
- (3) 募集期間中に総務省が定める地場産品基準について改正がなされた場合は、その基準に満たない店舗については対象外とする。

(秘密保持事項)

第4条 本業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。